

宮坂渉「Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 78 に見る 1 世紀プテオリの取引と法の実像」（ローマ法雑誌 1 号 26-88 頁、2020 年）

評者：粟辻悠

1. 紹介

本論文は、後 1 世紀頃の海港都市プテオリひいてはイタリアにおける取引実務とそれに関連する（ローマ）法の理解とにとって非常に重要な出土史料（蝋板）であるスルピキウス家文書（群）に属する一文書（Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 78、以下では TP78 と表記する）について、先行研究を丁寧に整理して評価を加えつつ、スルピキウス家文書（群）に属する他の文書や内容的に関連する他所のパピルス史料等との比較を通じて、その内容に新たな解釈を示そうとする手堅い研究論文である。まずは、本論文の内容を紹介しておこう。

筆者は、最初にスルピキウス家文書（群）全体についての簡素な解説を加え、本論文で取り上げる TP78 の重要性を確認したのちに、TP78 を中心とした「スルピキウス文書から読み取ることのできる当時のプテオリの取引実務の実像を示す」ことを目指した本論文の構造を大まかに示す(0. 問題関心)。なお、スルピキウス家文書（群）について一般的には、筆者が本論文と同時期に発表された「ポンペイ近郊出土スルピキウス家文書：金銭消費貸借と倉庫内穀物への担保権設定」筑波法政 82 号 69-92 頁、特に 69-77 頁に、先行研究の内容に基づいてまとめられた解説があるため、併せての参照が望ましいと思われる。

続いて、先行研究によるテキスト校訂の成果やスルピキウス家文書（群）の歴史的な背景を踏まえつつ、TP78 の原文と和訳が示さ

れる。それによると TP78 には、ギリシア人のメネラーオスという人物が、商人と思われるセウェールスという人物の奴隷であるプリムスから、既に別文書で記録され封印されていた *ναυλωτική* の契約に基づいて 1000 デナリウスを受領し、その返還を約していたところ、その返還についてメネラーオスの信命保証人ケレルによる保証がなされた、という旨がメネラーオス本人及びケレルの代書人であるローマーヌスの手によって記されている。筆者は、この *ναυλωτική* というギリシア語が何を意味するのか、という本論文の中心的な問いの一つについての議論状況をあらかじめ整理したうえで、次章で TP78 についての先行研究の整理に入っていく (1. TPSulp. 78)。

筆者による先行研究の整理における主要な論点は、メネラーオスがプリムスから 1000 デナリウスを受領して返還を約したと TP78 に記されていることが、*ναυλωτική* を中心に据えた両者の取引においてどのように位置づけられるのかというところにある。詳細な学説の内容は本書評では省略し、以下では大掴みに紹介するにとどめよう。まず *ναυλωτική* それ自体についてはこれを水上運送契約と解する学説が多数であるところ、それに対して Ankum は海上冒険貸借であると考えている。Ankum によれば、TP78 に記された 1000 デナリウスは海上冒険貸借 *ναυλωτική* の目的物たる金銭そのものということになり、航海が成功すれば返済を要するが、失敗すれば返済を要しないという性質のものであったとされる。これに対して *ναυλωτική* が水上運送契約であると解する説は、当該 1000 デナリウスの性質決定について一枚岩ではなく多様な解釈に枝分かれする。筆者が中心的に取り上げたものだけでも、1000 デナリウスを運送の目的物それ自体と見る説 (Wolf)、メネラーオスが運送の危険を

引き受ける趣旨で、積み荷と等価額の仮装の消費貸借を締結して、運送失敗の際に支払の（「貸付金の返還」という形式をとった）義務を負ったとする説（Gofas、Thür、Camodeca）、メネラーオスは運送報酬の前払いとして金銭を受け取り、運送失敗の際に返還義務を負ったとする説（Jakab）、また 1000 デナリウスの使途を通関費用と解し、それが適切に支払われなかったならば返還義務を負ったと考える説（Jones）がある。筆者はこれらの学説を、各々の根拠と相互の論争も含めて丁寧に紹介し、次章において検討に入っていく（2. 学説）。

筆者によるその「学説の検討」は、いずれか妥当な説の選出を目指すものではなく、主としてローマ法の知識とスルピキウス家文書（群）に属する他の文書との比較とに基づいて、各説に含まれる個別的な主張が「成り立ちえない」かどうかを逐一検討していくという謙抑的な姿勢によって行われる。その結果、TP78 でなされた保証がローマ法上は無効であったとする Wolf の主張については、その限りにおいて成り立ちえないとするが、その余の主張については成立を認める（3.1 検討の視角～3.2 検討）。なお、この結論からも推認されることであるが、筆者による成否の判定はローマ法（学）のドグマ的な理解に忠実な解釈によっているというわけではなく（例えば消費貸借の要物性について）、TP78 にまつわる確定的な情報の少なさと、スルピキウス家文書（群）全体の内容から想定される法実務の柔軟性とを踏まえた、比較的緩やかな基準によっていると思われることを付言しておく。

これらを踏まえて筆者は、自らの新たな仮説を二つ提示する。一つは、*ναυλωτική* を水上運送契約と解したうえで、当該運送に要す

る費用のために結ばれた 1000 デナリウスの金銭消費貸借が存在したものとし、運送の成否にかかわらずメネラーオスには当該金額の返還が(コンディクティオにより)請求されえたとする仮説である。二つ目の仮説は、*ναυλωτική* を(水上に限らない)運送契約と捉え、陸上運送契約の記録である他所のパピルス文書(P. Col. X 255, AD 131)の内容を参考として、運送が失敗した場合にはメネラーオスが前払いされた運送報酬である 1000 デナリウスを返還することを約したと考えるものである(賃約 *locatio conductio* に基づく訴権あるいは不当利得に基づくコンディクティオによる。類似する Jakob 説(消費貸借に基づくものとする)とはこの点で異なる)。筆者はここでも、両仮説の優劣の判定は行わずに、いずれの仮説も既知の情報と矛盾することはなく、TP78 が作成された経緯をも矛盾なく説明できるということを確認して、この項を閉じる(3.3 2つの仮説)。

続いて筆者は、スルピキウス家の人物が登場していないにもかかわらず、同家の文書群の中に TP78 が伝えられた理由について、複数の観点から分析を加える。筆者はこれに関する Ankum の学説を紹介しつつ(*評者註：*ναυλωτική* について筆者の仮説が二つとも運送契約説に立っていることからしても、Ankum が海上冒険貸借を前提としていることに一応は注意が必要である)、ケレルによる保証債務の弁済の受領者としてスルピキウス家の人物が途中から取引に関わったとする自らの仮説を提示し、また文書が保存された理由としては、その取引が珍しいものであったため、成功例として保存されたという可能性を示す。TP78 のみが伝わり、本体であるはずの *ναυλωτική* の記録が残されていない理由は、スルピキウス家

の当該取引への関わり方があくまで保証債務の弁済の受領という形によるものである以上、スルピキウス家として *ναυλωτική* の内容を保存しておく必要がなかったということではないか、と推測する(3.4 仮説に基づく考察)。

最終章において筆者は、以上の議論を簡潔にまとめたうえで、本論文の最終的な目的であるプテオリの取引実務の実像を示すことを試みる。筆者が指摘するのは、ギリシア(系)の人々、それに奴隷及び被解放自由人が(TP78に限らず)スルピキウス家文書に登場する頻度が高いことと、そこから推測される彼らの取引実務(そこにまさしく *ναυλωτική* が含まれる)における広範囲にわたる活躍、記録を代書する人物(TP78におけるローマヌス)の活躍、TP78のような取引記録の実務的な(例えば法廷での証拠文書としての)重要性、それらの記録や証書を用いた債権譲渡のような取引が行われていた可能性の存在等である。筆者はこれらを最後に改めて要約したうえで、今後の課題を提示して本論文を閉じる(4. おわりに)。

2. 評

筆者による上掲の別論文でも触れられている通り、「正面からこの文書(*評者註:スルピキウス家文書(群))を取り上げた研究は見られなかった」日本において、このように丁寧な検討がなされた論文が現れたことは、それ自体として意義深いことと思われる。内容としても、先行研究によって既に明らかにされたと考えられる事柄は確実に踏まえつつ、いまだ仮説の提示にとどまっている事柄については慎重な態度で、関連すると考えられるローマ法の法文も丁寧に引用しつつその成否を検討しており、この分野の発展に堅実な一歩を付け加えたものと思われる。以上のことを前提としたうえで、

特に筆者による議論の構成の重要部分に関わる事柄について、いくつかの疑問点を提示してみたい。

まず学説の整理について、1000 デナリウスの返還義務が「仮装の消費貸借」に基づくものであったと表現している学説がすべて、金銭の授受が実際には存在しなかったと想定しているものと筆者は整理しているようであるが（例えば 54-55 頁）、少なくとも Jones 説については、必要な費用の前払いを受けるということを想定している学説である以上、そのように理解するのは困難ではなかろうか（53 頁の記述を読む限りは、Jones 説は金銭の授受が存在したと想定しているものと筆者も理解しているように読めるので、このあたりに理解あるいは表現のねじれがあるのかもしれない）。確かに Jones も 'fictive loan' という文言を用いてはいるが、それはそもそも「金銭の授受を伴わない」という意味に理解しなければならないのであろうか。消費貸借の形式を借りている、ということを示しているだけなのではないか。また引用されている Jones の著作は、TP78 をめぐる取引関係を相当程度具体的に再構成しようとしているものでもあり、その仮説の成否自体はともかくとして、筆者による評価がもう少し明確に提示されていれば、読者にとって有益であったようにも思われる。

次に筆者による仮説の提示については、第二の仮説に存在する飛躍がやや大きいように思われた。確かに *ναυλωτική* を水上運送に限定せずともよいのかもしれないが、P. Col. X 255 と TP78 の違いとしては、文書自体において運送の成否による場合分けがされているかどうかという点がむしろ重要であるように思われる。P. Col. X 255 がそれを明記しているのに対して、TP78 には全くその種の情報が

存在しない。これは筆者が紹介された学説のいくつかにもあてはまることなのであるが、現実の取引において支払義務の成否を決定づけるはずのこの重要な場合分けが、TP78 の文章中にはおよそ存在していないことの説明が何より求められるのではないか。おそらくは、その場合分けは *ναυλωτική* の文書に存在したはずであるといった理解をするほかないであろうが（例えば 72 頁以下）、そうすると今度は TP78 が単体でスルピキウス家文書（群）に残されていることの説明が問題となろう。上記の場合分けがなされている *ναυλωτική* の内容も共に保管しておかなければ、主債務の成否が争われるようなケースにおいては、付従する保証債務についての証拠文書としても TP78 の単体では十分に役立たないはずであるため、証拠文書という位置づけがしづらくなるように思われるからである（また取引の成功例を伝えるという意味でも、*ναυλωτική* なしでは具体性に欠けることになるのではないか）。もちろん、いずれにせよ手持ちの情報が少なく、筆者も *ναυλωτική* の解釈について述べる通り、推測の「足場は弱い」ことは確かなので、さまざまな可能性を仮説として網羅しておくこと自体にむしろ価値がある、という考え方は成り立ちえようが。

最後に筆者の結論（「おわりに」）については、本論文で具体的に明らかになった範囲（具体的な取引の内容それ自体については、ほとんどが一つの仮説の提示の域を出ない）からすると、特に取引実務のあり方や文書の利用方法等に関する記述において、少し一般化の程度が大きいように感じられた。筆者の引き出した結論に見合うだけの実証的な議論を組み立てるためには、スルピキウス家文書（群）の全体にわたる分析はもちろんのこと、より広範囲な史料（筆

者の目指す方向性からすれば、とりわけ取引や裁判に関わる出土文書が中心となろう)の渉獵と、その導き手ともなりうる近接分野の先行研究(史料面に着目するならば特にパピルス学、内容面に着目するならば経済史や法廷の手續に関わる制度史というあたりになるろうか)との接続とが一層求められることとなろう。ローマの法世界における文書の重要性の位置づけ全般についても、出土史料の校訂の進展とますますの注目度の高まりとにより、近年の研究の進展は著しいように思われるし、筆者による検討もその一環を成していくものとする。筆者による上掲の別論文に加え、今後の研究(既に続編が用意されていると仄聞する)との総合により、スルピキウス家文書(群)からどこまで当時の取引実務の一般的な像が導けるか、本論文の扱ったトピックはますますの発展が期待されるものであろう。その意味で、筆者の提示された今後の課題はいずれも興味深いものであることにも注意を喚起して、本書評を閉じたい。